

第2次 新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策案 の概要(1/18~2/7)

令和3年1月16日

第2次集中対策案概要

戦略1 知人等との個別接触の遮断強化

- 飲食の場及び職場での感染に逆循環しないよう、
対策を継続・強化

戦略2 人と人との接触全般の削減の強化

- 広島県全体での人流のさらなる削減

戦略3 陽性者の早期発見による感染リンク遮断

- 広島市の特に感染者の多い地域における住民・就業者の集中検査
- PCRセンターの全県受検体制整備

戦略4 増加する施設内クラスター対策の強化

- 医療機関・高齢者施設等の従事者に対するPCR検査の強化

第2次新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策案

1 趣旨

- ・広島市はステージⅣ相当が継続
- ・広島市について、緊急事態措置に準じた対策を実施
- ・広島市以外の地域にも対策を実施
- ・新規感染者を確実に減少させ、低い水準にとどまる状態を目指す

2 集中対策期間

令和3年1月18日(月)～2月7日(日)

3 基本的な考え方

(1) 広島市における緊急事態措置に準じた 対策の実施

(2) 新規感染者を確実に減少

- ・県民，事業者への外出の削減を要請
- ・感染者の早期発見
- ・クラスター対策強化

4 広島市の住民, 事業者への要請

(1) 人と人との接触機会の低減

ア 外出機会の削減

- ・日常生活上必要な買い物などを含めて

外出機会を半分に削減

- ・20時以降の外出は更に削減

※通学や医療機関の受診は制限しない

イ 職場への出勤等

- ・出勤者割合を7割削減を目標として実施

- ・20時以降の勤務を抑制

第2次新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策案

4 広島市の住民，事業者への要請

(2) 営業時間の短縮

ア 施設の使用制限等

【飲食店等に対する要請】

| | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 要請内容 | 広島市内の飲食店等における，営業時間の短縮（5時から20時までとする。ただし，酒類の提供は11時から19時までとする。） |
| 要請期間 | 令和3年1月18日～2月7日 |
| 施設の 種類 | 食品衛生法上における飲食店又は喫茶店の営業許可を受けている店舗（居酒屋，バー，カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。 |
| 協力支援金 の支給 | 時間短縮（休業を含む）：1店舗当たり84万円 ※全期間，要請に応じた場合のみ |

第2次新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策案

営業時間の短縮の要請の変更点

| 期 間 | 1月4日から 1月17日まで | 1月18日から 2月7日まで |
|----------|------------------------------------------|-------------------------|
| エリア | 広島市の中心部 | 広島市全域 |
| 施設の種類 | 酒類を提供する飲食店 | 前のスライド参照 |
| 営業時間の短縮 | 20時まで | 20時まで(変更なし) |
| 酒類の提供時間 | 5時から19時まで | 11時から19時まで |
| 協力支援金の支給 | 時間短縮: 1店舗当たり44万円 休業: 1店舗当たり54万円 | 時間短縮(休業を含む): 1店舗当たり84万円 |

第2次新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策案

4 広島市の住民，事業者への要請 【飲食店以外の施設に対する働きかけ】

| 施設 | 内容 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 運動施設，遊技場 | ・営業時間短縮（5時から20時までとする。） ※酒類の提供は，飲食店等に対する要請のとおり ・人数上限5,000人，かつ， 収容率要件50%以下とする |
| 劇場，観覧場，映画館又は演芸場 | |
| 集会場又は公会堂，展示場 | |
| 博物館，美術館又は図書館 | |
| ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。） | ・営業時間短縮（5時から20時までとする。） ※酒類の提供は，飲食店等に対する要請のとおり |
| 物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。） | |
| サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。） | |

4 広島市の住民，事業者への要請

(2) イベント等の開催制限

イ イベント等の開催要件の厳格化

- 人数上限を「5,000人」とし，
収容率要件等を「50%以内」
- 20時以降の営業時間短縮を要請
- 引き続き，対象イベントは県に事前相談

4 広島市の住民，事業者への要請

(3) 飲食店の利用と感染予防

広島市及び近隣市町(廿日市市，府中町，海田町，坂町)について，引き続き，次の事項を要請

ア 住民の飲酒，飲食店の利用

- ・ 同居する家族以外での会食等は控えること。
なお，飛沫防止のための物理的な対策等を取っている場合は，その限りではない。

イ 飲食店の感染予防対策

① 飛沫感染予防対策

- a 座席の3方をパーティションで仕切る
- b 他者との間隔を必ず1メートル以上離す
- c マスク会食を全利用者に徹底

② 換気による感染予防対策 (マイクロ飛沫対策)

③ 利用者への感染防止対策の徹底

感染防止対策を目的とする補助金制度

1 飲食店におけるパーテーション設置促進補助金 (令和2年12月10日適用)

- ・ **アクリル板等のパーテーションに限定した追加の支援制度**
- ・ 補助限度額: 1店舗当たり上限10万円

2 飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策 事業費補助金

- ・ **アクリル板等の設置など飛沫感染予防対策等に対する支援制度**
- ・ 補助限度額: 1店舗当たり上限10万円

広島市以外の飲食店でも活用いただけます

5 県民, 事業者への要請

(1) 人と人との接触機会の低減

ア 外出の削減

日常生活上必要な買い物などを含めて

外出機会を半分に削減

※通学や医療機関の受診は制限しない

イ 職場への出勤等

出勤者割合を7割削減を目標として実施

※社会機能維持に従事している者はこの限りでない

5 県民，事業者への要請

(2) 感染防止対策の強化

ア 家庭内における感染防止対策の強化

換気・湿度対策，帰宅時，家庭内の有症状者対策 等

イ 職場内における感染防止対策の強化

- ・「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底
- ・産業保健職の活用 等

5 県民, 事業者への要請

(3) 他地域への移動の自粛

- ・緊急事態宣言地域との往来は, 最大限自粛
- ・感染拡大地域への往来は, 慎重に判断
- ・また, 広島市と広島市外との往来は, 最大限自粛
(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない)

5 県民，事業者への要請

(4) 誹謗中傷や差別の禁止

感染者やその家族，医療福祉関係者などを，絶対に誹謗・中傷・差別しないこと

(5) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

広島市はステージⅣの状態にあることから，県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

6 クラスター対策強化

- ・医療機関や高齢者施設等の従事者に対するPCR検査の強化
⇒ 広島市, 福山市等の介護施設従事者は月2回程度の検査を実施
- ・「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導